

論文の内容の要旨

三聖界選帝侯領における魔女迫害の構造比較

ポリツァイと請願を中心に

小 林 繁 子

魔女迫害は伝統的な魔術的世界観と近世の国家形成の萌芽が出会い生じた、極めて近世に特有な現象である。当局が民衆の迫害要求にどのように対応し、どのように司法機構を用いた迫害が実現したのかを問うために、本研究では聖界選帝侯領（トリーア・ケルン・マインツ選帝侯領）を対象に、特に請願状とポリツァイ条令に焦点を当てる。民衆が当局に魔女迫害を要求する際に、請願は重要な役割を果たしているが、既存の魔女研究では請願の検討は未だ不十分である。そこで、君主が発するポリツァイ条令の内容及びその実践形態を請願の働きと合わせて考察し、民衆・中間権力である地方役人・領主のそれぞれの役割を検討する。

三領邦の共通点として、16世紀には行政・司法の最高機関としての宮廷顧問会が発足したこと、領域を管区に分け、それぞれ選帝侯に任命された役人が在地の行政・司法を監督する管区制度が成立していたこと、選帝侯の裁判機構が在地の裁判機構を吸収しつつも16世紀の段階では統一的な行政機構と自生的・伝統的な機構とが共存していたことが挙げられる。

各選帝侯領における迫害の経過を見ると、いずれの領邦でも迫害は何度かの激化と沈静化を繰り返し、最初の大規模迫害が16世紀末に生じていることが分かる。悪魔学や異端審問からの

糾問訴訟は15世紀末には成立しており、宗教改革の与えた影響は宗教的熱意と司教領邦における世俗支配の強化という両面から考慮すべきである。

魔女迫害の犠牲となった人々の実相を分析すると、必ずしも貧しい者や未亡人のみならず、あらゆる人々が魔女裁判の対象となりえたことが確認された。その原因として、政治的・経済的目的のために魔女迫害を「道具化」したという目的志向的なモデルではなく、無意識に潜む様々な感情が容易に魔女観念に結び付けられる「魔女観念の多機能性」に着目する。迫害を求める請願からは、富裕な者への嫉妬、隣人間・世代間の確執などが無意識的に魔女容疑に転化されたことが読み取れる。そして一旦嫌疑が生ずれば、迫害を正当化するためにキリスト教徒の義務として魔女迫害が肯定されていく過程も明らかになった。選帝侯・大学法学部などの学識法曹や聖職者は必ずしも迫害の促進要因にはなっておらず、むしろ裁判の適正な運用が彼らの課題であった。

三領邦はいずれも帝国法であるカロリナ刑事法典を法的基盤とし、統一的な司法を実現させようとしていたが、それはトリーア・マインツ選帝侯領では上級裁判所ないし宮廷顧問会への記録送付、ケルン選帝侯領では魔女裁判監督官の現地派遣といった異なる形で現れた。トリーア選帝侯領の1591年ポリツァイ条令の中では「委員会」が繰り返し非難された。委員会は共同体全体の名で告訴状を作成し、さらに証拠・証人集め、見張り、あるいは拷問への立ち会いなど、魔女裁判のあらゆる場面に登場した。ケルン選帝侯領の1607年法令は、現実の魔女裁判とは無関係に教条的に魔女裁判運営を説き、その実践を魔女裁判監督官に一任している。そのため、魔女裁判監督官に抗議する請願が宮廷顧問会に繰り返し届けられても、宮廷顧問会が魔女裁判監督官に対して罰則を与えることはなかった。マインツ選帝侯領では請願を用いて裁判開始が要求され、宮廷顧問会と在地役人との緊密なやり取りを通じて、裁判へと至った。このように、自ら原告となることなく形式的には当局に裁判を開始させる点で、請願と委員会は同様の機能を果たす。刑事裁判が伝統的な当事者間の弾劾訴訟から糾問訴訟へと徐々に切り替わっていく過渡期的現象と言えよう。

魔女裁判被害者の視点から弁護の請願を分析すると、次のような型が見られる。裁判開始前には、魔女という侮辱に対する名誉棄損などの対抗手段がとられた。裁判開始後には、被告家族によって被告の置かれた状況を改善しようと請願が届けられ、裁判の不当さ、証人たちへの非難よりは、むしろ被告への人間的な同情を誘っている。有罪が確定した後には火刑ではなく斬首を嘆願するなどの請願が見られる。釈放された人々の名誉回復を求める請願からは、近世において名誉が重要な社会資本であったことが確認できる。領邦内の裁判所で訴えが認められない場合には、帝室裁判所への上訴という道があった。帝室裁判所の裁定は領邦の魔女裁判運営に影響を及ぼすことはほとんどなかったものの、判例は法学者には共有され引用されるなど、決して軽んじ

られていたわけではない。また在地・および鑑定機関の裁判所が選帝侯の意向に反して裁判を遂行しようとする際には、選帝侯がむしろ帝室裁判所への上訴を促すなど、帝室裁判所は領邦内部の司法イニシアチブをめぐる争いに利用されえた。

裁判関係者の報酬を定めたトリーア選帝侯領の1630年法令の中では、裁判関係者の飲食の慣習が裁判費用増大の原因とされている。また委員会は裁判開始の際に、全共同体に裁判費用の負担を保証させ、これにより委員会自身は原告として裁判費用の負担を担うことなく裁判を要求することができた。ケルン選帝侯領の1628年法令は裁判費用の抑制を目的としていたが、その後も高額な裁判費用や財産没収額算定の不適切性などについて苦情が宮廷顧問会に寄せられた。そこで宮廷顧問会は1631年には裁判費用と財産没収額の明細を送付するよう義務付けている。マインツ選帝侯領では財産没収に関する多くの請願に応える形で、1612年に財産没収規定が改正された。さらに改正後にも請願に応じて没収額が減免されるなど、ポリツァイ条令がある程度弾力的な運用を前提としていたことも明らかになった。

以上の行論を踏まえ、(1) 共同体・地方役人・領邦君主三者の関係、そしてその帰結として(2) 各領邦に見られたポリツァイ条令の特色、さらには(3) ポリツァイ条令と請願との関係の三点について結論を整理する。

(1) トリーア選帝侯領においては、ポリツァイ条令を在地で実行すべき地方役人が共同体と結びつき、選帝侯と隔絶していたことが委員会の存立基盤であった。選帝侯に向けた請願が極めて少ないことも、選帝侯の政治的求心力の低さを表している。ケルン選帝侯領では、中央機関の処理能力の限界から宮廷顧問会が在地对する監督権限を実質的に放棄し、地方の逸脱に対しても有効に対処することができなかった。在地裁判所が宮廷顧問会の介入を嫌ったことも非中央集権の後押しをしている。マインツ選帝侯領では、請願に対して宮廷顧問会は在地役人と密接に連絡を取り合い、魔女裁判に臨んだ。中央当局あるいは選帝侯と在地のやり取りがほとんど残されていない他の二領邦に比べれば、中央機関による地方への監督が機能していたと言える。この背景には、他の二領邦のように自律的な有カレント貴族や都市がなかったことが考えられる。

(2) こうした主体間の関係性の差異は、ポリツァイのあり方にも多様化をもたらした。トリーア選帝侯領ではポリツァイ条令における委員会の活動禁止は守られず、ついには後に委員会それ自体をポリツァイ条令の中に取り込むことで、いわば妥協的にポリツァイが形成された。これはトリーア選帝侯領に限らず、近世ポリツァイの内在的な問題と言える。ケルン選帝侯領においては、ポリツァイ条令が守られているかどうか、中央機関はその検証をほとんど放棄しており、むしろポリツァイを発布するという行為それ自体に重きが置かれていた。ここではポリツァイによる魔女裁判実践統制の試みは17世紀末にようやく現れる。マインツ選帝侯領の尋問項目も

悪魔学に沿った教条的なものであったが、それを在地で実践する際には、宮廷顧問会と地方役人との密接なやり取りが前提とされていた。ここでは在地の支配層が選帝侯の中央機関と共同体の仲介者として機能している。

(3) 君主はポリツァイの中で繰り返し臣民を保護する慈悲深く寛大な君主と自らを表現する。これは単なる定型句に留まらず、ポリツァイが君主の自己像の顕示の場となったと見るべきである。このような理想的なキリスト教的支配者像は、請願のレトリックの中にも見られる。請願は、近世において徐々に共同体の裁量が狭められていく中で民衆に残された自己主張の方法だった。「従順で無力な臣民」という表現は、臣民が真に内部から規律化されたというよりは、君主の慈悲と自らの弱さと強調することで、臣民を守るべき君主の義務と、保護されるべき臣民の権利を主張している。請願の中には、民衆の論理と君主の論理が同時に存在する、いわば鏡合せのレトリックが現れているのである。

請願とポリツァイの対応関係はレトリックの上だけではない。在地で起こった様々な不都合・逸脱は請願によって選帝侯や中央機関に伝えられ、それを反映する形で新たなポリツァイが発せられた。魔女迫害をめぐるポリツァイには、請願との循環的な関係が見られる。これはポリツァイ条令そのものの性質でもある。つまり、慣習法を優先させることで現状行われていることを規定の中に取り込んだり、君主が恩赦などの手心を加えたりすることで、ポリツァイ条令には現実に対応するための余白ないし可変的な含みがデザインされていたのである。請願それ自体もポリツァイの定着と確立に寄与している。請願によって在地で不適切な法実践が伝えられれば、中央機関は在地役人に是正を求め、結果として役人の規律化とポリツァイの正しい運用を促進した。こうして、上下両方向からの働きかけにより、ポリツァイは通用力を徐々に獲得するようになっていった。魔女裁判においては多くの逸脱が生じ、司法の権威は脅かされた。しかしその狂乱があったからこそ、多くの請願が当局に届けられ、地方における裁判実践の形態が明らかになっていった。魔女裁判の狂乱は、多くの請願とそれに対応するポリツァイ条令を生み、逆説的に領邦における司法の引き締めをもたらしたのである。